

旭川地区サッカー協会第3種事業委員会懲罰規定

警告，退場を受けた競技者に対する懲戒処置について

- 1 つ大会内において，警告を2回受けた（累積警告）競技者は，次の1試合を自動的に出場停止とする。以後の処置は旭川地区サッカー協会第3種事業委員会規律・フェアプレー委員会で処置する。
- 主審より退場を命じられた競技者は，次の1試合を自動的に出場停止とする。以後の処置は旭川地区サッカー協会第3種事業委員会規律・フェアプレー委員会で処置する。
- 所属するチームの1つの大会における最終戦で，2度目の警告または退場を処分を受けた場合は，次の大会の第1戦を自動的に出場停止とする。以後の処置は旭川地区サッカー協会第3種事業委員会規律・フェアプレー委員会で決定する。
- イレブン杯春季リーグのグループリーグの累積警告は高円宮杯2次予選にもちこさない。
- 秋季リーグにおいて自動出場停止処分が執行されなかった場合は，フットサル大会において処置する。
- 試合中に警告及び退場処分を受けてはいないが，競技場において退場処分と同様の行為があった場合は，旭川地区サッカー協会第3種事業委員会規律・フェアプレー委員会で協議し，退場あるいは累積警告と同様の処置をする。

警告2回で自動出場停止となる場合の事例

	G 1	G 2	G 3	G 4	
1	Y 1	Y 2	x		警告数は残らない
2		Y1 Y2(=R)	x		"
3		Y 1 R	x		Y 1 は残る
4	Y 1	Y2 Y3(=R)	x		"
5	Y 1	R	x		"
6	Y 1	Y 2 R	x	x	警告数は残らない

G：試合 Y：警告 R：退場

Y 1：1回目の警告

Y 2 (= R)：競技規則第12条(P)項による退場

〔規律・フェアプレー委員会〕

規律・フェアプレー委員会の構成は次の通りとする。

- 1 旭川地区サッカー協会第3種事業委員会事務局
- 2 旭川地区サッカー協会第3種事業委員会審判委員長